

誰もがいきいきと働きがいをもって仕事に取り組むために

クラシノ
ソコアゲ
応援団!

RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。

36協定の**点検**から、 職場の働き方を見直そう!

連合は、「クラシノソコアゲ応援団!RENGOキャンペーン」において、長時間労働の是正などに向けた取り組みを進めています。職場環境整備に向け、労使で36協定の締結内容を議論し、業務の見直しなども含めた対応を進めましょう。あわせて、労働者の健康確保の観点から、みなし労働適用者等を含め、すべての労働者の実労働時間を把握する仕組みを導入しましょう。

皆の衆、まずは立て札の「点検之六箇条」を確認されたし



36協定 点検の六箇条

✓ 届け出た36協定は、見やすい場所に掲示するなど、**労働者(従業員)に周知**していますか。

労基法106条

✓ 限度時間を超えて働いた労働者に実施する「**健康を確保するための取り組み**」^{※3}を具体的に定めていますか。

改正労基法36条、指針

✓ やむを得ず特別条項付きの36協定を締結する場合には、**休日労働を含め、年720時間以内**^{※2}になるように締結していますか。

✓ 36協定は、限度時間である「**月45時間、年360時間**」を原則に締結していますか。

改正労基法36条

✓ (当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合がない場合、)**労働者代表は、過半数を代表する者**^{※1}となっていますか。また、その選出は適切に行われていますか。

労基法36条、労規則6条の2

✓ 36協定は事業場毎に締結し、**事業場の所轄労働基準監督署に届け出**ていますか。

労基法36条、労規則16・17条

※1 過半数代表者のこと。管理監督者(労働基準法第41条第2号)でないこと、投票・挙手など、民主的な方法により選出することが必要です。

※2 改正労基法では、「年間の時間外労働は720時間以内」とされますが、2018春季生活闘争方針に基づき、法を上回る取り組みを進めましょう。

※3 代償休日又は特別な休暇の付与、健康診断の実施、連続した年次有給休暇の取得促進、心とからだの相談窓口の設置、配置転換、産業医の助言指導に基づく保健指導、長時間労働を行った場合の面接指導、深夜業の回数制限、勤務間インターバルなど。

あわせて、裏面の「2018春季生活闘争・職場点検チェックリスト」を活用し、職場環境全般について点検を進めましょう。



2018春季生活闘争 職場点検チェックリスト

OKなら
チェック!!

すべてチェック☑をつけることができるか確認しましょう!

労働時間	① 残業(超過勤務)は、36協定を締結した上で、上司の指示にもとづいて行われている。	<input type="checkbox"/>
	② 職場の労働者が全員偏りなく年次有給休暇を取得できるよう、取得5日未満者をなくすなどの取り組みが行われている。	<input type="checkbox"/>
ワーク・バランス	③ すべての労働者が仕事と育児・介護を両立できる就業環境が整備されている。	<input type="checkbox"/>
安全衛生	④ 残業の多い労働者への医師による面接指導、ストレスチェックなど、メンタルヘルス対策が行われている。	<input type="checkbox"/>
	⑤ 有期契約労働者が更新されて通算5年を超えたときは、本人の申込みにより、無期労働契約に転換できるルール(無期転換ルール)について、職場で周知されている。	<input type="checkbox"/>
非正規労働者ワークルール	有期契約を反復更新されている有期契約労働者が、一方的に雇い止めされるような事態はない。	<input type="checkbox"/>
	⑥ 派遣期間延長の際、期間制限(3年)到来の1ヶ月前までに、労働組合への書面の通知および意見聴取が行われている。	<input type="checkbox"/>
	⑦ 各種手当や休暇制度について、それぞれの目的に照らして(例:「通勤手当」の目的は、自宅から職場までの通勤交通費の補助)正社員と非正規雇用労働者の間で不合理な差がない。	<input type="checkbox"/>
雇用	⑧ 就業規則はいつでも自由に閲覧でき、労働条件通知書が全員に渡されている。	<input type="checkbox"/>
ハラスメント	⑨ セクハラ、マタハラ、パワハラ、ケアハラなどの防止措置が徹底され、あらゆるハラスメントを一元的に防止する取り組み(相談体制の整備など)が行われている。	<input type="checkbox"/>
男女平等など	⑩ 賃金や昇進・昇格、配置や仕事の配分、教育訓練の機会、職種の変更などに男女間で差がないか確認し、改善の取り組みが行われている。	<input type="checkbox"/>
	⑪ 妊娠・出産・育児休業や介護休業などを理由とする不利益取扱い(解雇や人事考課のマイナス評価など)の禁止が徹底されている。	<input type="checkbox"/>

働く人向けの情報満載! 連合ホームページをぜひご覧ください!

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/>

すべて
確認してみて...



職場点検チェックリストとは?
①~⑪は、法令などで定められている項目やワークルールに関する基本だよ!

あれ? おかしいな? と思ったら...

ルールが守られていない可能性あり!
労働組合の役員や上部組織、連合へ相談してみよう!

連合なんでも
労働相談ダイヤル

0120-154-052

いこうよ れんごうに

